

平成19年2月8日(木)

於：水産庁中央会議室

## 第17回水産政策審議会企画部会速記録

一 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成 19 年 2 月 8 日 午後 1 時 30 分

閉会 平成 19 年 2 月 8 日 午後 4 時 30 分

二 出席した委員の氏名

石井 勇人 井上 繁 小野征一郎 原田 厚 福島 哲男 増田 淳子

宮原 邦之 森川 良子 山下 東子 伊藤 裕康 長谷川朝恵 平野 重美

三 諮問事項

水産基本計画の見直しについて

四 議事

目 次

1 . 開 会 .....	1
1 . 委員出席状況 .....	1
1 . 資 料 説 明 .....	1
1 . 意 見 交 換 .....	9
1 . 閉 会 .....	39

## 開 会

小野部会長 定刻になりましたので、ただいまから第 17 回水産政策審議会企画部会を開催いたします。

### 委員出席状況

小野部会長 まず、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員 11 名中 8 名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は適法に成立いたしております。

また、特別委員は 5 名中 2 名の方が出席しております。

本会議は公開されており、傍聴者もお見えになっております。また、議事録につきましてもすべて公表することになっております。

なお、本日の会議は遅くとも 16 時半ごろまでを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

カメラがいらしたら、退室をお願いいたします。

本企画部会では、委員の間での積極的な御議論を中心に進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどお願いいたします。

### 資 料 説 明

小野部会長 それでは、本日の議題である「新水産基本計画骨子(案)」、「水産物自給率目標について」、議論を行いたいと思います。

議論は別々に行いますけども、事務局より、最初にまず両方御説明をお願いいたします。

坂井企画課長 企画課長でございます。

まず、お手元の資料 2 をご覧いただきまして、水産基本計画骨子、それから自給率につ

いて説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料2の骨子でございますが、情勢の変化は大きく5点ございます。水産物は優れた栄養特性を有しておりますが、消費流通構造の変化ということで、食の外部依存、あるいはスーパーマーケットの小売、販売シェアが上昇しているといった点で、大きな変化が生じているところでございます。

また、国際化の進展、世界的な水産物需要の高まりということで、世界の需要増を背景に、我が国からの水産物輸出も増加をしているといった状況がございます。

また3点目として、資源状況の悪化については、国内、我が国周辺水域、あるいは世界的にも水産動植物の生育環境が悪化しているという状況がございます。

他方、漁業生産構造の脆弱化ということで、漁業就業者の減少、高齢化、あるいは船も古くなってきているという状況がございます。

最後の5点目といたしまして、自然環境や生態系の保全等、水産業・漁村が有する多面的機能に対する国民の期待が高まっているという面がございます。

このような情勢の変化は、中間論点整理でも整理させていただいた事項でございますが、そういった状況に対応して、水産基本計画、骨子、一番上には自給率の目標がございます。これは後ほど別の資料で説明させていただきたいと思います。

この自給率目標の達成のためには、資源の状況から来る制約はもちろんある訳ですが、資源の許す範囲で、自給率目標を達成していくという観点から、生産、消費両面の取り組みが必要となってきた訳でございます。

そのため、この政策の課題と関連施策、大きく6本の柱で基本計画を構成しております。これは別の資料で説明をさせていただきます。

また、右にございますように、今回は新たに漁業生産構造の展望、特に零細な経営体が多い沿岸漁業の生産構造、また各漁業種類別に経営展望をモデル的に示すということで、現在作業を行っております。これは20日の審議会で御説明いたしたいと思っております。

さらに、今回基本計画の改定に合わせまして、水産庁の所管する3本の法律の改正に取り組んでおります。簡潔に説明させていただきますが、まずは漁業法・水産資源法の改正ということで、新技術の企業化を促進する、漁船漁業の構造改革を後押しするための改正、また罰則の強化、漁業の取り締まりの強化に向けた改正がございます。

水協法の改正では、漁協の事業部門別の経理状況、損益状況を開示することによって、経営改善をさらに図っていくといった取り組み。

また、漁港漁場整備法につきましては、国を漁場整備事業の事業実施主体として追加する。

このように水産庁の主要な法律3本を、基本計画の取り組みと合わせて改正するという  
ことで、今通常国会への提出を予定しているところでございます。このような全体的な構  
図でございます。

それでは資料4、水産物の自給率の目標について御説明をさせていただきたいと思いま  
す。1ページを開いていただきまして、水産物の自給率の推移でございます。平成11年以  
降の推移が出ております。まず、食用の魚介類の自給率でございますが現在57%というこ  
とで、24年の目標65%に対して57%という状況でございます。平成12年、13年の53%  
というレベルからは、一定程度上昇してきているところでございます。

魚介類全体、非食用も入れました自給率は現在50%でございます。

海藻類につきましては67%です。

次に2ページで、魚介類の生産量の趨勢でございます。これは前回にもお示しをした資  
料でございますが、これまでのトレンドに基づいて引き延ばしていきますと、平成29年の  
生産量511万t、平成17年のものが470万t程度。特に食用魚介類につきましては、400  
万t程度に減少する。食用魚介類の生産量につきましては、近年下げ止まりの傾向が見ら  
れますが、全体的には減少傾向でございますので、さらに減少をするというのが趨勢で  
ございます。

また、非食用の魚介類でございますが、これは多獲制御が獲れなくなってきたというこ  
と。また、非食用の魚介類の主な仕向け先であります養殖用の生餌のニーズ。養殖におき  
まして、生餌から配合飼料への転換が進んでおります。そういったことで、生餌の需要が  
減ったということもございまして、生産量が減少して66万tとなっております。今後はほ  
ぼ横ばいになるであろうというのが趨勢でございます。

3ページにいきまして、このような趨勢に対応しまして政策的な努力、また漁業生産面  
における関係者の努力といったことをあわせて、魚介類全体の持続的生産目標、すなわち  
資源の状況も維持・改善しつつ、達成すべき持続的生産目標として、平成29年で魚介類全  
体で568万tという設定をさせていただいております。

このうち食用につきましては495万tということで、すなわち94万t増加をさせる。ま  
た、非食用につきましては73万tということで4万t、養魚用の生餌を供給するために必  
要な非食用の魚介類4万tの増加を見込んでいるところでございます。

次に、消費でございます。4ページは前回お示した資料でございますが、食用魚介類の供給量で見た数字でございますが、消費の趨勢につきましては、昭和40年からの長いトレンドを見ますと一貫して上昇してきた訳ですが、平成7年以降減少局面に入ったというふうに見られます。

平成13年、BSEの影響もあって上昇しておりますが、その後減少が続いており、このままでは平成29年に、昭和45年ぐらいのレベルまで減少していくことが想定されます。

このような状況に対応して5ページでございますが、消費拡大の努力、関係者の努力、生産的取り組みによって、食用魚介類の1日1人当たり消費量で見ますと94gということで、平成17年のレベルを何とか維持しようということで、7g引き上げるといったことを、望ましい消費の姿として捉えております。

このような消費の姿を織り込みまして6ページでございますが、1人1日当たりの消費量を、人口も掛けて1年間の消費量に置きかえますと764万tという数字になります。また、非食用の魚介類の消費量につきましても、13年から17年の平均値を用いまして、平成29年の魚介類の消費量全体を1020万tと算定いたしました。この消費量の望ましい姿、また先ほど説明いたしました持続的生産目標に基づきまして、7ページの食用魚介類の自給率につきましては現在57%でございます。これが趨勢では56%と、若干低下いたします。

この趨勢は消費も生産も減るという趨勢でございますが、そこから消費の減少に歯止めをかけ、また生産を増加させるということで、食用魚介類の目標設定を9ポイント高い65%にしたいと考えているところでございます。

また、魚介類全体、非食用を含めた目標につきましても56%ということで、趨勢よりも7%高い水準に設定をすることが適当であろうと考えております。

次に、海藻類の生産量の生産目標及び消費の姿、そして自給率でございます。9ページを開いていただきまして、海藻類につきましても近年、国内生産が減少しております。趨勢で56万tに減少するということがこれまでのトレンドでございますが、7万t増加させて63万tというレベルに、生産量を上げたいと考えております。

また10ページでございますように、消費につきましても近年、減少傾向になっている訳でございますが、これも平成17年のレベルに何とか食いとめるということで、望ましい消費量の姿を描き、先ほどと同様に人口も減少傾向にある訳ですが、人口を加味して、11ページの計算式で消費量を出しまして、12ページでございますように海藻類の全体の自給率目標63%が趨勢ですが、7ポイント上げまして70%と、従来同様のレベルに設定をすると

ということが、この自給率目標の姿でございます。

引き続きまして資料3、水産基本計画の骨子について説明させていただきます。11ページにわたりますので、ポイントを説明させていただきたいと思います。

1ページ、2ページは情勢の変化と、先ほど説明させていただきました自給率目標でございます。

3ページを開いていただきまして、6本柱の最初の1つである、低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進でございます。(1)にありますように資源の状況、資源評価・予測の精度の向上等、まずは調査に重点を置くということで、最初に書いてございます。

特にこの中で「ウ」にございますように、水産資源の動向等について、資源の全体状況も含めて分かり易い形での情報提供について、さらに努力をすることが必要であるということでございます。

また、(2)の排他的経済水域等における資源管理でございますが、漁業権制度等の適切な運用を図るとともに、審議会でも議論をいただいておりますが、「ア」にございますように漁獲量の個別割当方式について我が国の困難性、船の数、港の数が多いといった点もでございます。他方、漁獲競争が回避できるといった効果を十分に踏まえて、その導入について検討するという点を明記しております。

また、「ポスト資源回復計画」の導入の検討、さらには密漁等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進ということで、漁業法の改正によりまして罰則を引き上げる。これはナマコの密漁等の無許可操業に対する罰則を10万円から200万円ということで、一気に20倍に引き上げるによりまして違反防止対策を強化する。また、漁業調整についても円滑に進めるという点でございます。

(3)の国際的な資源管理につきましては、先般行いましたようなマグロの国際漁業管理機関の全体会合を我が国で開催をした訳ですが、4ページにありますように、我が国のリーダーシップを発揮しつつ、違法操業等の取り締まりを初めとする取り組みを強化するということでございます。

その他、海外漁場の維持・開発、国際協力の推進、さらには(5)にございますような生育環境の改善ということで、森・川・海を通じた環境保全の推進ということで、関係省庁との協力のもとに、河川水を活用した栄養塩類の補給といった点に努力する。19年度からの新しい予算で、漁場保全の森づくりを進める。さらには漂流・漂着ごみ対策、各般の

対策で生育環境の改善を図っていくという点がございます。

野生生物による漁業被害防止対策といった点も、従来の基本計画以降の顕在化した問題でございますので、新たに位置付けをしているところでございます。

さらには、環境・生態系と調和した増殖の推進、また持続的な養殖生産の推進ということで、クロマグロ等の種苗生産技術の開発や、現在魚粉の価格が高騰しておりますが、魚粉の含有率が低い餌の開発によってコストを下げる。

さらには、大規模養殖や波浪の強い地域での養殖に必要な技術の開発などを、さらに推進をしていくという点を明確にしております。

5ページにいきまして、経営体の育成と漁業就業構造の確立でございます。先ほど申し上げましたような生産、経営展望を示すことが1点。

また、国際競争力のある経営体の育成ということで、「ア」にございますように、19年度から50億円の構造改革対策を推進する。また、20年度を目途にということで、導入年次を基本計画上也明確にいたしまして、新たな経営安定対策の導入を図る漁業共済制度を活用した積立方式を基本として、新しい仕組みを構築するということがございます。

また、「ウ」の経営支援施策の充実におきましては、漁業信用基金協会について健全性基準の設定等を行うということで、これも今回の法律改正の中で制度改正に取り組むということでございます。

また(3)にありますように、漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進ということで、燃油の関係もございまして、また漁網を初めとする生産資材のコストダウン、生産、あるいは流通の合理化等、これまでの取り組みをさらに強化をするということで、基本計画上也こういった点について、新たに明確に位置付けてはどうかということでございます。

漁業保険制度の適切な運用、また(5)の活力ある漁業就業構造の確立ということで、新規就業、新規参入の促進、これは予算措置も講じているところでございます。さらには、高校・大学等を通じた実践的な専門教育の充実といった点についても、従来の基本計画にない事項について記入をしているところでございます。

また、各漁業種類の課題への的確な対応ということで、遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業、また養殖、内水面といった、それぞれの漁業種類ごとにコストダウンですとか、漁場の確保等の課題について整理をしておるところでございます。

特に海面養殖業につきましては、適正養殖規範の策定・普及、あるいは漁場環境に優し

く消費者の信頼が得られる養殖業であることを認証する仕組みの検討、新たな事項を盛り込んでいただいております。

7ページにいきまして、水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開でございます。加工・流通・消費施策につきましても、現在の基本計画から大幅に拡充をしまして、それぞれの産地から消費地の流れに応じて、取り組むべき方針をまとめているところでございます。

(1)が産地の販売力強化と流通の効率化・高度化ということで、市場を核とした流通拠点の整備ということでロットをまとめ、できる限りコストダウンを図る、あるいは市場統合や売参権のオープン化等の市場運営の改善を図るといったことで、国産、水産物の競争力を強化するといった点が1つ。

また、こういった市場流通を中心としつつ、もう1つの流れとして、前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築ということで、産地直送といった取り組みも含めて、多様な流通経路を構築すると。

またこの際、魚の旬などの情報発信を初めとして、積極的な情報交流を促進するといった点も、審議会で御議論いただいた点を位置付けているところでございます。

さらには水産物流通の効率化、高度化、I C タグの活用、調整保管の適正な実施、また水産加工による付加価値の向上、他産業との連携も含めて取り組んでいく。

あるいは、水産加工残しの効率的な処理システムの確立等について、言及をしているところでございます。

(3)の小売部門の強化では、情報提供を担う人材の育成といった点についても触れているところでございます。

(4)の水産物の輸入、輸出の関係では、水産物の輸出戦略の積極的な展開ということで、H A C C P手法の導入を初めとする衛生管理体制の強化等によって、相手国の要求に合った水産物を、さらに輸出できるような環境を整備していくということでございます。

(5)につきましては、消費者との信頼のネットワーク構築を通じた消費の拡大と食育の推進ということで、安全・安心の問題、またトレーサビリティ、審議会で何回か御議論いただきました水産エコラベルについて、我が国の資源管理の特徴などを十分に反映したシステムの導入といった点について、明記しているところでございます。

また9ページで、技術の関係。今回、新技術の開発・普及につきましては、6本柱の1つに位置付けているところでございます。省エネや省人化、現場のニーズに対応した新技

術の開発及び普及。その他増養殖の高度化に資する技術等といったものがございます。

また、バイオマス資源の利活用の促進につきましては、バイオディーゼルの導入も含めまして、海洋バイオマスを効率的に利活用する技術の開発といった点での調査・研究を推進するということがございます。

3番目は、知的財産の創造・保護・活用ということで、DNAの品種識別技術の開発といったことを通じた育成者権の保護、また登録商標制度を活用した地域ブランドの確立といった点を促進することが必要だということがございます。

5番目の柱が、漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮でございます。(1)の漁港・漁場の一体的な整備の中では「ア」にございますように、藻場・干潟の造成・保全、漁場環境の整備に加えまして、沖合域の資源生産力の向上を図るため、漁港・漁場整備法の改正を行いまして、新たに国が主体となった漁場整備事業を行うといった制度改正に取り組むこととしております。これも今通常国会の提出予定法案でございます。

「イ」にございますような、水産物供給基盤の整備ということで、鮮度の保持、衛生管理といった点にも配慮をして、水産物の流通拠点を中心として、供給基盤の整備をさらに推進をする。その際に、水産公共事業におきまして、特に建設・維持管理等に係るトータルなコスト、ライフサイクルコストというふうに呼んでおりますが、こういったものの低減を図る。さらには更新需要に適切に対応することがございます。

次に、安全で活力ある漁村づくりということで、防災力の強化。また、都市に比べて遅れております漁村の生活環境の整備、都道府県間の整備格差も拡大しているといった状況を踏まえて、汚水処理施設等の整備を推進するということがございます。

さらには、公共施設などのバリアフリー化を促進することも必要でございます。

「ウ」にございますように、地域資源を生かした漁村づくりや、都市漁村の共生・対流の取り組みがございます。

また(3)にございますように、漁業と遊魚等の海洋性レクリエーション、調和がとれた海面利用の促進ということで項目立てをいたしまして、それぞれの実態を踏まえた資源管理や、漁場利用調整のルールづくりといった点に力を入れていく。必要に応じてルールの公的規制への移行も促進する必要があるということがございます。

(4)といたしまして、水産業・漁村の有する多面的な機能の発揮ということで、離島漁業の再生交付金につきましては、平成19年で3年目を迎える訳でございますが、さらに

漁業者を中心とする藻場・干潟の維持管理等の、沿岸域の環境・生態系保全活動を促進する方策についても、その確立を図っていくことが明記をされておるところでございます。

6本柱の最後でございますが、水産関係団体の再編整備ということで、御案内のように合併促進法の期限が平成20年3月と、あと1年余りで切れる訳でございます。この期限に向けて、さらに漁協合併の加速化を図るということでございます。

また、組合員資格審査の適正化のための制度改正、法律改正に取り組む点についても明記をされております。

「イ」の経営・事業改革の促進については、事業部門別の損益状況の開示義務化といった制度改正に取り組むとともに、経営不振漁協の再建計画の早急な策定・実施を促進していくということでございます。

この他11ページにございますように、共済事業につきましても契約者保護、あるいは事業の健全性確保のための制度改正に取り組むことにしております。

最後になりますが、漁協経営に対する青年・女性の参画や定年制・任期制の導入といった自主的な動きを促進していく点がございます。

以上が骨子でございます。御案内のように6本柱でまとめ、今国会に提出用を予定しております。制度改正も含めて、今後の指針として、骨子をまとめさせていただいたものです。

以上でございます。

小野部会長 どうもありがとうございました。

## 意見交換

小野部会長 ただいま説明がございましたが、これから活発な意見交換、あるいは御質問をいただければと思います。

水産物自給率目標と、それから新水産基本計画骨子と両方ある訳ですが、議論が集中するといいますか、出ると思われ、資料4の水産物自給率目標から先に議論を行いたいと思います。

どなたからでも結構ですので、御意見等ございましたら御自由に御発言をお願いいたします。

どうぞ、御自由に。

山下委員、どうぞ。

山下委員 先ほどちょっと聞き逃したのかもしれないんですが、10ページの海藻類の消費量の趨勢のところですが、2004年くらいのところではんと落ち込んでいて、その後2年間は落ち込んだ水準のまま回復していないと。ですから、1人1日当たりで4gが3.5g程度に落ち込んでいて、これはそれまでのトレンドから見て随分と落ちているんですね。

しかしそのトレンドは、もっと斜めに作ってあるんですけども、専門の方がお作りになっていて間違いはないでしょうが、何か特殊事情で落ち込んだものをトレンドにつくっているのか、それともある年をきっかけにどんと落ち込んだものをトレンドとしているのか、そのあたりの事実関係を教えていただきたいと思います。

坂井企画課長 この点はちょっと説明不足でございました。平成15年に消費量が落ちている背景といたしまして、海藻類生産の大宗を占めますノリと昆布がそれぞれ不作でございまして、海藻類全体の生産量が対前年比で1割5分程度、かなり減少したということが背景でございます。

こういったことで供給量が大幅に減少したということもあって、消費量が急減をしているという状況でございます。

その後も一番落ち込んだレベルよりは若干回復をしておりますが、また16年から17年について下がっているということで、消費量については厳しい見方をせざるを得ない状況があるところでございます。

これは食用魚介類の、いわゆる魚離れの現象と、どこまで要因が一致しているかというところはなかなか難しいところがあると思いますけれども、やはり同様の背景として、この海藻類の消費についても、先行きなかなか厳しい状況と見ざるを得ないということで、この目標レベルとして、平成17年は何とか維持をしていきたいということで設定をさせていただいたところでございます。

小野部会長 山下さん、今の点はよろしいですか。

山下委員 はい。

小野部会長 私、最初に申し上げなかったのですが、今、海藻類が出ましたが、全部で議論するよりも、やっぱり部分的に分けてやった方がいいと思います。

見たら分かりますように、最初に魚介類、生産量の趨勢と目標、2番目に魚介類消費量の趨勢と目標、これが4ページですね。それから8ページに、魚介類の自給率目標となります。同じように、海藻類が今、山下さんが問題にされました生産量の趨勢と目標、それ

から自給率となっていると思います。

最初に、まず魚介類から始めることにしまして、魚介類は生産量、消費量、最後に自給率となっているんですが、例えばまず生産量から議論するというようにしましょうか。生産量については意見が出易いんじゃないかと思うので、まずそこから始めましょうか。

急に言われても出ませんかね。

あと消費量も含めまして、これで言うと6ページまでの間で、最後に自給率の議論ということにしようかと思います。

消費量も含めまして、1、魚介類生産量の趨勢と目標、2、魚介類消費量の趨勢と目標の6ページまでについて、御意見がございましたらお願いいたします。

石井委員 質問いいですか。

小野部会長 はい、どうぞ。

石井委員 5ページで、1人1日7gであんまりピンと来ないんですが、どんな量というか、刺身一切れぐらいの感じかなとか、何かそういうのはありますか。

他の数字が「t」とか大きな数字なので、急に「g」で来て1日7g増やすと言われても、何となくピンと来ないんですが。

増田委員 7gというのは小さな刺身1切れ。

石井委員 はい、分かりました。

小野部会長 増田委員。

増田委員 生産、消費の部分ですけれども、私はどうしてもここで流通の謎に迫らないと、幾ら消費目標だとか生産だとか言っても、とても夢のような数字で終わってしまいそうな心配があるんです。

私、何回も申し上げたと思うんですけど、流通に魚はすごく謎があって、肉とか野菜とは違った面があると思うんですね。

なぜかというと、魚について言えば、量販店が担っている部分が物すごく増えてきていると。そうしますと量販店というので、我々生活者である増田が買いに行ったとしても、どうしても量販店の魚は買い難いんですよ。「幾らでもお好みに合わせてお作りします」と、確かに書いてあります。だけど、ガラスの向こうにいる人と対面という、魚屋さんでの購買行動はとり難いんですね。

今日のイサキはいいから片身を刺身にして、片身を塩焼き用につくろうと。計ってみて、これで600円かなというような、魚屋さんとの対話が量販店ではとり難いんです。

その流通の部分に踏み込まないで、消費を拡大しなければならないとか、消費者に対する情報提供が大事であると言っても、基本計画の骨子なんかでも私は感じていることですけれども、やはり無理じゃないかと。

といたしますのは、私は割合魚屋さんを愛好しております。量販店で魚を求めることは非常に少ないんです。なぜ少ないかという、先ほど話しましたように、肉や野菜と違いまして、魚というのは消費者と流通との間の対面販売という形が物すごく大事だし、大きいし、それが古来、日本の漁食文化のもとじゃなかったかと思っているんですが、いかがでございましょうか。

小野部会長 答えられますか。

坂井企画課長 流通につきまして、まさに消費の拡大を図っていく上で、これはもちろんニーズに合ったものを供給していくという生産面の取り組みも重要ですし、消費の拡大、流通、各般にわたる対策が必要ということで、これは水産基本計画のまさに骨子の議論になってくると思います。

実は現行の基本計画、これは最初の基本計画ということで、相当程度網羅的に記述をするという性格もありましたけれども、流通について特記しているところは2行程度だったんですが、今回骨子でご覧いただいても分かりますように、加工・流通・消費ということで大きな柱立てをしまして、これはまた後ほど恐らく骨子の議論の時に御説明した方がいいかもしれませんが、産地の販売量強化、流通の効率化・高度化ということで、市場流通をメインにしつつも、前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築といった形のアプローチ。

また、お魚屋さんが減っている中で、小売部門の強化として、情報提供を担う人材の育成といった形で新たな視点も取り入れて、基本的な指針としてまとめているところでございます。

御指摘のように消費の拡大といった時に、流通部門も非常に重要な役割。これは効率的に流通させるという以上に、情報もしっかりとつなげていくと。そういった視点をこの骨子にも明確に記入をしているところでございます。

小野部会長 基本計画骨子に盛り込んであるということで、またその時に御議論をお願いします。

宮原委員。

宮原委員 4ページの魚介類消費量の趨勢のところですが、先ほど石井委員からも同じ

ような質問があったんですが、年間で2 kg、1日当たり7 gということで、こういうふう  
に減少していくという傾向、数値的な趨勢値だろうと思うんですけども、実態論から、前  
も白書のところでもかなり意見を言わせていただいたんですが、ここで外食とか中食とい  
ったことで、家庭で魚を料理する機会が減ってきているのではないかといった要因分析は  
どのようになされているのか、もう一度教えていただきたいと思います。

坂井企画課長 ここに掲げております消費の姿は、供給量ベースで計算したものですの  
で、そういった意味では、外食すべての消費に対して対応しているということでございま  
す。

まず全体的な状況につきましては、別途サンプル調査であります厚生労働省の国民健康  
栄養調査がございまして、ここで摂取量の調査をしております、そちらの方では実はも  
っと急激に落ちている状況でございます。

家計の消費は家計調査に基づきまして、今ちょっと手元に具体的な数字はないんですけ  
れども、これも落ちております。これは肉もやや減少ぎみなんですが、魚の方が落ちてお  
りまして、ことしの白書でも取り上げておりますけれども、物理的なグラム数で見ますと、  
肉と魚が逆転するようなレベルまで来ております。

これは家計の調査ですけれども、他方外食で使われている、あるいは中食で使われてい  
るということがございます。その全体を捉えるデータは残念ながら存在をしてないんです  
けれども、外食でどちらの方が使われるか。

これはアンケート調査になりますけれども、ちょっと細かい資料でしたが、昨年お示し  
した資料で、大水等のアンケート結果によりまして、外食でもやはり肉の方が嗜好をさ  
れております。回転寿司みたいなものは非常に人気があるんですけども、全般的に見ま  
すと、外食メニューでも肉の方が多いという、これはあくまでもアンケート調査ですが、  
決して魚に有利な情報がある訳ではございません。

そういった意味で、全体的な消費を捉えている4ページ、5ページの姿のトレンドと平  
仄が合っているという状況ですので、消費については今後、相当な努力が必要であるとい  
う認識が必要であると考えております。

小野部会長 消費の方に議論が集中していますが、消費について、まだ他に御意見ござ  
いませんか。

山下委員。

山下委員 後で海藻のところと言おうかと思っていたんですが、もう1つの要因として、

価格のことがあると思うんですね。魚の価格はそんなに上がっているとは言えないと思うんですが、他の食品との相対価格で言うと、決して魚がとても安くなっているとは言えない。高いとみんな敬遠して食べない訳ですから、そういう意味では自給率の現状を描く時に、価格要因が少し入っていてもおかしくないのではないかと。

ちょっと先走りますが、なぜそれを海藻類のところで申し上げようとしたかという、供給が15%下落と不作だったということで、当然ノリなどは価格が上がるということがあって、そして海藻類の場合は輸入のところはコントロールされていますので、そうなる価格にはね返って消費にはね返るという構図があるのではないだろうかと思ったからです。

戻りまして魚介類の方で同じことを言いますと、近年ですと、例えば買い負けというはやり言葉があるように、外国にとられるということで、輸入品の水産物の価格も下げどまっているとすれば、やはりそこで敬遠というのが生じているという話になってくるのではないかと思った訳です。

小野部会長 どうぞ。

坂井企画課長 委員御指摘のように、むしろこれからの見通しを立てる際に、価格の要因を反映した趨勢値なり傾向を出すのはなかなか難しいと思いますが、今御指摘のように、決していい方向の影響という訳ではないんじゃないかということが言えると思います。

これまでの水産物消費の減少傾向があるという要因の1つとしてよく指摘されますのは、相対的に魚介類に割高感があるのではないかという点がございます。これは20年ぐらいの長期的なトレンドで見ますと、肉類が自由化の影響もあって相対的に値段が下がりましたので、相対価格では魚の値段もかつてに比べれば大分下がってきたということがある訳ですけれども、相対的には割高感が出ているということが、統計データからは見てとれる訳でございます。

もちろん今後の趨勢を見る時に、今のような要因が出てくる可能性はあると思っております。

以上でございます。

小野部会長 価格の表現はなかなか取り込むのは難しいと思いますが、確かに。

あと、特に御意見ないでしょうか。

今、生産と消費の趨勢ですね。その結果として自給率目標と。これは無論、政策努力も含めまして出てくる訳ですが、3の部分も含めまして御意見をお願いいたします。

宮原委員。

宮原委員 秋の御議論の時点でも申し上げたんですけど、自給率目標を魚介類については 65、海藻類には 70 にしていただいたことに対して、生産者団体としては感謝を申し上げたいと思っております。

と申し上げますのは、ここで自給率目標が下がるということになりますと、やはり生産者の意欲が非常に減退してくるんじゃないかということを私は危惧しておりましたので、何とか第 1 回目に作られた計画を達成させるという意味で、65%を維持していただいたことについては感謝を申し上げたいと思っております。

小野部会長 生産者団体としての御意見を言われましたけども、その他のサイドから御意見ございますか。

どうぞ、山下委員。

山下委員 私ばかり手を挙げて申し分けないんですが、あと 2 点申し上げさせてください。

1 つは、生産のところにちょっと戻るんですけども、今、資源回復計画がなされているということ、基本計画の中でもそれが入っているということであれば、資源回復計画によって多少、生産量が回復したりというトレンドが描けないのだろうかと思いました。このままでは回復計画をしても、こういう直線の下降トレンドなのかという、その辺がどう織り込まれているかという意味です。

2 つ目は自給率そのもののことですが、自給率目標というのは大きな話ですから、基本計画の中に入ってくることはやむを得ないと思います。

ただ、今後の水産物のことを考えますと、今、現状認識のところでも輸出が随分と出てきているということが入っているように、この基本計画を最初に作った時とは状況が違っていると思うんです。

輸出があると自給率は上がる。それから、人々が魚を食べなくなっていると言うんですが、食べなくなって、それに合わせて国内の供給量を減らすということになると、これもやはり自給率が上がることになって、非常に矛盾した状況になってくると思うんです。

それを考えると、そういう環境からは自給率に余り頼り過ぎないといいますが、この数字に頼り過ぎない、何か別の指標も、国内の漁業生産のためには必要なのではないか。代替手段というんでしょうか、そういうものが必要ではないかと思います。

小野部会長 どうぞ。

坂井企画課長 第 2 点の自給率の議論でございますが、まさに水産物の自給率の場合、

資源の制約があるといった、食料全体にはない特徴もある訳でございます、そういった点は審議会でも御議論いただきまして、中間論点整理にも自給率の向上について、ただ単に自給率を上げればよいということではなくて、資源状況を回復させつつ、その許容範囲内で上げていくといった点が重要だという点を明記しております。その点はこれから基本計画本体についても、明確に記述をしていきたいと考えております。

他方、この指標として捉えた場合に、非常に分かり易い指標であるという点がございまして、頼り過ぎることなく、限界もしっかりと踏まえた上で、分かり易い形で示していくことが重要だと思っております、そういった取り扱いをしていきたいと考えております。

それから御指摘のように、消費量と国内生産の両方が減った場合でも、消費量の方がどんどん減れば自給率は上がりますので、それは国民の健康的な食生活、あるいは国内の水産業を考えた時に決して好ましい状況ではございませんので、ここにございまして、望ましい消費の姿、そして生産ということで、それぞれ現状よりも回復をさせて、消費の減少に歯止めをかけていくということで、両方の要因をしっかりと分析をして提示しております。

すなわち自給率が向上する背景として、消費が減って自給率が上昇するのではなくて、何とか消費の減少に歯止めをかけて、なおかつ国内生産の資源状況を良好なものにしていきつつ、回復させていくという観点での自給率向上と、その点は明確にしておりますし、私どもも今後の基本計画ができた後の説明の際にも、そういった点に十分留意をして、正しい理解が得られるような形でPRをしていきたいと思っております。

それから資源回復計画の点につきましては、まさに資源回復計画の着実な実施を今後とも見込みまして、その効果を見込んで趨勢値からの増産、現行の生産量からの増産に反映をさせているところでございます。

小野部会長 今の、私が申し上げていいかどうかなんですが、山下委員の質問と関係するんですけども、食用魚介類、趨勢値ですと今57%。それから魚介類全体は、非食用が入ると50%に下がると。食用魚介類ですと政策努力によって9ポイント上げるんだと。魚介類全体では7ポイント上げるんだと。

どういうふうにして9ポイント上げるのか、どういうふうにして7ポイント上げるのか、その点については特に議論しなくてもいいんでしょうか。

坂井企画課長 その点がまさに、施策の方向性の方で資源回復の取り組みですとか経営

体の育成、あるいは消費の拡大と、まさに各施策を政策努力、あるいは関係者の方の御努力をあわせて推進していくことによって、初めて達成可能な水準ということでございます。

また、今後基本計画本体を作成する際に、生産者、流通関係者、あるいは行政、また消費者それぞれの役割という点も明確に記入をしていきたいと考えております。施策的にはまさに政策改革の方向性として、大きく6本の柱で説明している中に含まれているということでございます。

小野部会長 この基本計画骨子を実現していくことによって、9ポイント、あるいは7ポイント上げていくんだと。考え方としてはそう考えるべきだということですね。分かりました。

その他に魚介類、案外意見出ませんけども、よろしいんでしょうかね。

それでは一応、魚介類はこれぐらいにしまして、また意見があったら後で出していただくことにして、最初に山下委員からも意見が出ましたけども海藻類ですね。海藻類の平成15年の落ち込みについては御質問が出た通りですが、海藻類も生産量の趨勢、消費量の趨勢、それから自給率目標となっております。全部まとめて海藻類についての御質問、もしくは御意見をお願いいたします。

海藻類については特に御意見ございませんか。自由化の問題なんか海藻類についてはあると思うんですが。

特になければ全体について、改めて御意見ございましたら。

宮原委員 海藻類でお伺いしたいんですが、産地表示の義務化が進んだことによって、国産ワカメが復活をしてきているという情勢でございますので、この趨勢値が下がってくるような数字にはなっているんですが、12ページの平成12年と17年のトレンドで押ししていけば、先ほどの10ページでのトレンドとはまた違った伸びになってくるのではないかと。そういったことを産地表示の義務化が、相当後押ししてくれるのではないかなと思っているんですが、その辺いかがでしょうか。

坂井企画課長 まず生産量の趨勢につきましては、これまでの減少トレンドを回帰分析によりまして、最も正確に捉える方法を選びまして分析したものですので、これまでの減少傾向が反映をされているということでございます。

これはもちろんワカメだけではなくて、大宗を占めますノリ、海藻類全体としてこういった傾向になるということでございます。

先ほど御指摘のような産地表示による効果、あるいはその他の政策要因も含めて、そう

いった政策努力をすることによって消費の減少にも歯止めをかけ、生産量も増大をさせて、12ページにあるような、結果として自給率は70%の水準を目指そうということでございます。

そういった意味では、趨勢としては63%ということで低下をしてしまうことを前提に各般の政策努力、あるいは関係者の御努力をいただいて、それを引き上げていこうということを、政策の柱にしたいということでございます。

小野部会長 どうぞ、原田委員。

原田委員 今、部会長がちょっと触れられた自由化のお話を、もう少しお話しいただければと思いますけど。

坂井企画課長 自給率の計算におきましては現行の貿易体制を前提として、もちろんノリの場合は御案内のように、枠が広がっていくということがございますので、大きな変化はないということで算定をしております。

もちろん枠の拡大が大きな変化かどうかということではございますが、もっと抜本的に、仕組みが変わることは前提とせずに計算をしておりますので、例えば、これはどちらの方向か分かりませんが、輸入のスキームが大きく変わった場合には、場合によっては見直しが必要ということもあり得ますけれども、現在そういったことは想定をされておられませんので、現行の枠組みを前提として、魚介類も含めてこういった算定をしているところでございます。

小野部会長 どうぞ。

原田委員 ということは、海藻、魚介類含めて、世界の自由貿易の流れとかWTOの関係によっては、大きく自給率にも影響してくるということですよ。それが今のところ趨勢値だけで考えていて、ここには加味をしていないということですね。

坂井企画課長 他方、輸入が途絶するとか、そういった事態を想定している訳ではございませんので、抜本的な変更は現在のところは想定されておられませんので、そういった前提で計算をしているということでございます。

竹谷漁政部長 基本的には今の制度をベースにということで出している訳ですね。まず魚介類、海藻も含めまして、WTOにおける日本の主張としては、IQ制度につきましては国際ルール、WTOルールに整合的であると。したがって、この機能を維持すべきであるというポジションで臨んでおりますし、そういう立場でやっている訳ですから、そういう前提の上で計算は出しているものでございます。

小野部会長 どうぞ、長谷川委員。

長谷川委員 いきなりすごく現場の話になってしまうんですけども、今、海藻の乾燥で 3.5g ですよ。私、あんまり乾燥のものを使わないのでよくわからないんですけども、単純に 1 週間どのくらい食べるかなって考えた時に、3.5g を乾燥で 7 倍しますと 24.5g になります。

乾燥ワカメって使わないからわからないんですが、多分 1 食 4g くらいだと思っんですけど。そうすると、お味噌汁だと 6 回食べなくちゃいけない。うちは比較的、海藻を食べる方かなと、アオサノリとかも食べますし、ノリもかなり食べますし。それで乾燥で 3.5g ってかなり厳しいのかなと思います、実感として。

それから、先ほどお魚の切り身の話もありまして、そこもちょっと計算してみたんですけども、私は比較のお肉とお魚と交互にメインにするように据えているんですが、1 週間を考えていくとかなり献立的には難しいのかなと。

そうするとやはり、さっき増田委員がおっしゃっていましたが、販売ですとか流通ですとか加工といったところに、いかに重点的な施策を打っていくかということを考えないと、消費量の落ち込みをとめることは難しいのかなって。何か悲観的な意見で申し訳ないんですけども。

それともう 1 つは、ここで 7g とか何ポイントというふうに出されるのは、私がずっと意見を申し上げられなかったのは、実現可能性が全然見えないんですね。だから先ほど部会長もおっしゃいましたように、次の基本計画の骨子のところでないと、何か意見が言えないなという感じを持っておりまして、数字の実感をどう出すのかということと、それからセットでどうやって実現するのかということを出していただく時の見せ方がないと、消費者にちょっと分かり難いかなというふうに感じました。

以上です。

小野部会長 海藻類も現状維持といいますか、7ポイント上げるということですけども、このポイントを上げる手段といいますか方向が、この水産基本計画骨子として表現されているということですよ。

そうしますと今のお話からしましても、基本計画骨子の議論に入っていた方がいいかもしれませんね。必要だったらもう一回、自給率に返ることにしましょうか。

今特に、自給率の段階で御意見ございますか。

増田委員 海藻に 1 日当たり 3.5g というのも、とても夢のような数字だなと。一般の

消費者の食卓で、いわゆる海藻類のワカメ、ノリ、その他ヒジキだろうがなんだろうが全部ひっくるめても、やや古代食の領域になってしまう、このままでいきますと。

例えば、焼きノリなんかにしても非常に高いんですよね。割高感があるものですから、庶民の食卓からは遠ざかっていると。

恵方巻きなんていうので、節分の日にコンビニでみんな買うという流行はあると思いますけれども、家庭におけるノリの消費量は激減状態のままだと思うんですよね。

だから海藻類をどうやって消費向上につなげていくかということが見えないままに、数字ばかりがひとり歩きするのは、夢物語に終わってしまう危険性がある。

小野部会長 簡単に言えば、平成 29 年の海藻の目標値 3.5g というのは大き過ぎるんじゃないかということだと思いますが。

竹谷漁政部長 さっき長谷川委員からも、あるいは今、増田委員からも御指摘いただきましたけど、今、現実に 17 年の数字で 1 人 1 日 3.5g 食べていただいているというのが、海藻の数字なんですね。

その中でどういう種類のもを食べていただいているかということ、約 6 割はノリ、2 割が昆布、1 割がワカメ、その他ヒジキ、フノリ、モズクといった海藻類が残り 1 割に入っていると。ですから 6、2、1、1 という感じでございます。

もちろんこれは供給ベースですから、御家庭で食べていただく部分も入っていますけれども、外で食べていただく分も入っていますし、それから昆布などは当然だしに使っている部分も入っていますから、そういったものが供給されて、1 人 1 日当たりベースに割り算してみると、3.5g というのが現状でございます。

10 年先の平成 29 年は、トレンドでいくとどんどん海藻類を食べなくなる傾向が徐々に見えている訳ですので、それを現状程度に止めたいというのが、消費の面を出している目標値であります。

ですから、長谷川委員がそんなに食べているのかなということなんですが、外食とか中餐やなんかで食べて、あるいはそこで消費されている、あるいはだしで消費されているという部分も全部込みでの割り算した結果の現状が 3.5g であり、その水準を維持したいというのが目標値でありますので御理解をいただきたい。

また、放っておくと傾向としては減ってしまうのに、その現状を維持したいというところが、どういう政策手段を打ってくるか、あるいは関係者の食育などのことも踏まえまして、お取り組みをしていただくということでございます。

小野部会長 どうぞ。

長谷川委員 お話はよく分かるんですけども、そうしますと家庭で消費される分と、それからそうではない外食、中食、加工用で使われる分の比率はお分かりになりますでしょうか。

家庭で努力する、消費者が努力するべきところと、それから先ほども言いましたように、流通・加工のところでもっともっと努力できるところが、役割分担としてあるような気がするのですが、消費者にとっては、とにかくたくさん食べなさいではなくて、もう1切れ増やそうよという話の方が分かると思いますので、そこも少し按排していただくと分かり易いかなと思うんですが。お話はよく分かりました。

竹谷漁政部長 品目別にどのぐらいが家庭消費で、外食消費でというのは、分かるものとわからないものがありますので、データの全部そろっている訳ではありません。

それから、政策手段も後ほど骨子の方で御検討いただきますけども、海藻に特化してこういう政策手段を打つとか、魚介類の何とか、例えばタコならタコに着目してこうするということではないので、そこは魚介類、海藻類含めて魚食という表現ですが、それは海藻も入っている意味ですが、そういう対策をしてこういうものを取り組んではどうか。また、関係者に御努力いただいているかどうかという形です。それを品目別にブレイクダウンしたような数字、あるいは政策というものではないんですね。

小野部会長 3.5gというのは今のような御説明ですが、他に海藻類につきまして、あるいは全体につきまして御意見ございましたら。

自給率を達成するための政策努力が水産基本計画骨子になる訳ですが、そちらの方に移ってもよろしいでしょうか。

急ぐ訳じゃないんですけども、御意見があれば出していただければ。

石井委員 ごめんなさい、前半のころの議論にいないので質問になりますけど、そうすると海藻に限らず魚介の方も、例えば魚種別でどのくらいになるかとか、あるいは生産で着目すると沿岸と遠洋でどのくらいになるみたいな、そういうブレイクダウンはないということですね。

坂井企画課長 まず生産量につきましては、生産量の目標を立てる際に沿岸、沖合、遠洋といった漁業種類別に資源状況も見きわめまして、どれぐらいの増産を見込むかということベースに積み上げたものでございます。

これは必ずしもすべてが魚種別に割り当てられる訳ではございませんが、一部には魚種

別にも資源状況を勘案した見込みに基づいて、積み上げているものでございます。

他方消費については、これは供給量のベースでフォローするという形はできるんですけども、家計消費のデータは家計だけにとどまっております、外食で魚種別に幾ら、あるいは外食で水産物がそもそも幾らという統計がないものですから、消費のところはまさに摂取量としてとられる、魚種別にとられるというのはなかなかできないということでございます。

魚介類全体の消費量について、サンプル調査ですけれども、厚生労働省の健康栄養調査の中で摂取量が出ておりますので、そういったデータ、あるいは供給ベースでのデータといった形で分析をすることになります。

小野部会長 一定程度、ブレイクダウンはしてあるということですね。

竹谷漁政部長 企画課長は分けて申しましたが、もっと単純に申しますと、供給ベースでの消費量の内訳はあるんですね。あんまり小さいマイナーな魚は別としまして、大きな魚については、これだけ獲ってそれが日本国民に消費されていますから、供給ベースでの内訳はございます。

それから摂取ベースということになると、家庭でどのくらい摂取したかというデータが中心になってしまいますから、その辺の細かい仕分けというのは、外食の部分や中食の部分は欠けていますから、十分に完全なものとしては用意できないということがあります。

ですから供給ベースでは分かれています。実際にアジをどのくらい食べているか、サバをどのくらい食べているか。あるいはタコ類をどのくらい食べているかといった形は出る訳ですね。

それから生産の方については、今の生産量はあって、これも魚種別の統計データが現状ではある訳ですね。これを趨勢値なり、また目標値として、例えば食用で言えば495万tに持っていき、プラス94万t積み増しします。あるいは非食用も込みで言えばプラス98万t積み増しする。その増し分94万tなり98万tをどうやって達成するかということについては、遠洋漁業でどのくらい、あるいは沖合で、沿岸でということの積み上げをやっております。そしてその中で大きなファクターについては、魚の種類ということも含めてございます。

ですけれども、じゃあ、完全に94万tなら94万tが、何の魚が何万tで、全部が立ち上がっているかという、そうではない部分があります。

ですから94万tの内訳として非常に大きいのは、今後、資源回復が順調に進むと見込ま

れるサバ類といったものの増加を中心に、かなり見込んでいるということが言えます。

それから、沖合漁業の資源量の回復をかなり見込んでいます。沖合、あるいは沿岸漁業の資源の回復も見込んでいます。

逆に遠洋は、国際的な資源の状況で厳しい訳ですから、そちらの資源量は、まず資源がないので獲り難いということがございますから、そんなに多くは望めないということで、政策努力をしてもさらに積み増しするという形にはなかなかいかないというところがございます。

石井委員 そうすると昨今出ているマグロは、あんまり食べられなくなるかもしれないというのは、大きな要因としては織り込まれているということですね。

竹谷漁政部長 マグロの魚種によっても違いますけれども、昨今の議論は2つに分かれている訳です。

1つは、中長期的に見て資源の見通しをどう考えるのかということですね。中長期的に見て資源の動向をどう考えて、資源状況はなかなか大きく回復するということが見込めない。そういう意味であるという意味においては織り込んであります。

他方昨今の議論は、資源をなるべく持続的に使おうということで、当座、各国の協調的な関係のもとに、過剰に獲っている乱獲水準になっているものを漁獲枠を削減して、資源量に見合った漁獲枠に下げようという、国際機関を通じて取り組みが行われている。それがミナミマグロであり、クロマグロの議論として出てきている訳です。

しかし、その点が目に見える形で、何年間で2割という数字が出るものですから、恐縮ですけども新聞等で報道されているのでは、そういった部分だけがクローズアップされる面がありますけれども、そういうものはそういう資源管理の努力をして、それが直接的にこういうものに入っている訳じゃなくて、むしろそういう資源管理の努力をしたことによって持続的に利用され、その中での資源水準を織り込んでいるということがございます。

小野部会長 かなり時間も経ちましたが、資料4の水産物の自給率の目標について、全体的に御意見がございましたら。

森川委員。

森川委員 海藻のことであれなんですけども、外国産のものもおいしいものがありまして、たくさん入っていると思いますが、やはり日本の海で育った安全で安心なおいしい海藻をずっと食べられるようにというのが願いです。健康、長寿の面からも、海藻をもっと食べたいなと思います。ちょっと追加をお願いします。

小野部会長 どうもありがとうございました。

自給率目標につきまして、これくらいでよろしいでしょうか。

それではこれくらいにしまして、次に「新水産基本計画骨子(案)」について議論を行いたいと思います。

最前から出ていますように、こういう自給率目標を達成するための政策手段といいますが、政策的にこういうことをやるんだというのが基本計画骨子ということですが、まず最初が第1、水産に関する施策についての基本的な方針。ここで数字なんかが上がっています。第2が自給率目標ですね。第3が水産に関し総合的かつ計画的に構すべき施策がずっと続きます。全体で10ページありますから、それぞればらばらに議論するのも大変でしょうから、まず最初の2ページにしましょうか。

これが今までの自給率議論ともつながるところですし、それから最も基本的なところですけども、この2ページ、特に御意見ございますか。これはさっきの延長かもしれないんですが。

山下委員。

山下委員 第1の基本的な方針のところですが、この から に書かれているのは現状認識というものだと思うんです。

資料2の骨子では「情勢の変化」というふうに書かれて がついていて、それが対応しているのかなと思っているんですが。

この部分を実際にどのくらい書き込まれるかということにもよるんですけども、現状認識のタイムスパンが少し分かるようになっていた方がいいのではないかと思います。

といいますのは、前回の基本計画で行われている現状認識が、そのままここに来ているものもあるし、それから前回触れられていなくてここに来ているものもあるんですね。そして前回触れられていなくて、ここに初めて来ているものの中には、既にあっただけ触れていないものと、新しい展開と両方あると思うんです。

例えば、資源状況の悪化というのが にございまして、これは前にも触れられていて、今回も触れられていて、そして現状もずっと悪化しているということですが、国際化の進展と水産物の云々という、これは非常に近年のことで、当然前回には触れられていない。今回は触れられていると。これはタイムスパンで言うと、前回の基本計画の時には想定していなかった新しい事態という認識だと思うんです。

それから、例えばそのちょっと上のスーパーマーケットなどという、先ほどから議論の

あるところですが、消費流通構造の変化も、前回の時は明示的には書かれていないんですね。

でも、ずっとこれもトレンドとして変化があるというもので、そして今回書き込むということだと思えます。そのあたりが、どれがどういうタイムスパンで認識をされているのかということが書き込まれていた方がいいのではないかと思います。

小野部会長 タイムスパンをはっきりと書き込んだ方がいいんじゃないかという御意見ですね。

どうでしょう。何か御意見、コメントございますか。

坂井企画課長 現行の水産基本計画では、特段情勢分析といいますか、こういった形の整理はしておりませんで、そういった点はまさに現行の基本計画を作り、これは全く新しい最初の計画として基本的な政策の方針を示した訳でございます。

それを受けて、今回見直しということですので、このような形で情勢変化という、かなりのスペースをとって記入をしていくということで検討をしておりますので、そういった意味では見直しという今回の基本計画の性格上、新たにこういった位置付けをさせていただいております。

他方、古くて新しい問題なのか、最近の問題なのかという点も、この文脈に応じて重要性があると思いますので、そこはそれぞれの事柄で可能な範囲で、表現ぶりのところで工夫をさせていただきたいと思います。

他方、いつ起こったかということを中心にまた整理し直すということは、また話としては分かり難くなると思いますので、特に最近起きているようなことというので特徴的なことを明確にすることが適切であれば、そういった点の工夫を考えたいと思います。

小野部会長 どうぞ、原田委員。

原田委員 どなたかが御発言されるかなと思ってはいたんですけども、日本経済調査会というところから、水産基本計画の見直しに当たって盛り込んでいただきたいという提案が出ていると思います。具体的なものはまだないのかもしれませんが、こういった基本的な方針の部分に盛り込める部分がないのでしょうかというところが1点であります。

多分、委員の皆さんの中にも調査会にいられている方がいらっしゃいますし、短い時間の中で作られた提案としては、真剣に日本の水産業を強くしていきたいという思いも入っておりますから、ここで簡単に議論できる内容ではないかもしれませんが、皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

小野部会長 もう一回済みません、水産調査会と言われましたか。

原田委員 日本経済調査会。

小野部会長 日本経済調査会。

原田委員 政策提言がなされています。

小野部会長 そうですか。何かコメントございますか。

これに関係された方、どなたかいらっしゃいますか。あるいはちょっと紹介していただいてもいいかと思うんですが。

伊藤委員 遅れて来て申し訳ないんですが、伊藤と申します。私は、日本経済調査研究会の今の委員のメンバーの1人でございます。福島委員もそうでございます。

先ごろ、中間の段階で提言をお出ししたということでございまして、幾つかあるんですが、基本的には今の水産業界全体でかなり危機的な状況にあるという認識から、まず最初に、提言は大きく言いますと3つに分かれております。

1つは、日本の周りの水産の資源はだれのものでもないというものじゃなくて、国民共有財産であるべきだと。そういう観点から、もう一度これらの利用の仕方について考えていくべきであるということが1つでございます。

それから2番目には、今の漁業の中で閉鎖的な部分があって、例えば新規参入が余り図られないとか、あるいはそれぞれの漁獲について、資源とそれの漁獲制限のあり方、その使い方という点にいろいろ問題があるのではないかと。同時に、新規参入もある意味認められていく、そしてもっと活気のある漁業になるべきではないのかと、漁獲枠の使い方、例えば個別枠を導入するとか、いろいろな方法を講じていくべきではないのかと。

それから第3点は、今の予算の使い方が、今回の予算でも漁船に対して50億の新しい予算が講じられたということがある訳ですけれども、しかしまだまだ公共予算の方に偏っている部分が多いのではないかと。漁業の全体の体制をもっとよくするための施策、そしてそういう予算措置にしていかなきゃいけないんじゃないだろうかと。大ざっぱに言いますとそういうような提案で、私、これで言葉が尽きているかどうかちょっと自信がないんですが、福島委員、いかがでございましょうか。

福島委員 その通りだと思います。

小野部会長 はい、分かりました。

特に何か御意見ございますか。

その提言はいつごろ出ているんですか。

伊藤委員 まだ中間段階ですから、全部きちとしたあれではないんですけども、2月2日に公表して、今、各業界誌その他で取り上げられまして、いろいろ発表されております。必要があれば今度それをお持ちして、皆さんに見ていただくことはできます。

原田委員 今御説明いただいたようなことを、基本計画の見直しに盛り込める部分があるのでしょうか。

それと今、提言していただいたやつは中間取りまとめということで最終ではないから、最終のものが出てくるまで待たれるということなのか。

多分、2月2日に発表されたというのは、この基本計画の見直しを意識されて発表されたものだろうと思う訳です。

小野部会長 特にこの点について、御意見ございますか。

石井委員 まだ中間のまとめという理解なので、かなり具体的なことも書かれているかと、私、読んだ印象がありまして、予算の使い方を監視するような委員会を設置するとか、そういうことも書いてあったと思うんですが、中間ということで、そういう細かいところまでを今回の議論に反映させるのは難しいかなという印象を持っています。

先ほど御説明のあった3点ほどの認識については、ある程度反映させる部分もあるかなという印象を持って、2月最初の日経調査のレポートは読ませてもらいました。

具体的には新規参入のところを、例えば今の議論されている1ページで言えば、1のみみたいな漁業生産構造の脆弱化のところ、シンクロナイズできないかなみたいな感じは持ちました。ちょっと感想めいた話ですけども。

小野部会長 この点について、他に御意見ございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 私、日経調の方にも出ておるんですけども、この審議会の企画部会の委員として発言させていただければ、今いただいた基本計画の骨子の文章全体に非常に総花的で、今、水産の抱えているいろんな問題について、ずっと幅広く記述がされているんですが、突っ込みがないと。具体性がないといいますが、この漁業はこういうふうにするべきではないとか、そういう全体のグランドデザインというのでしょうか。

本来5年に1回見直す訳ですから、水産業界全体が今の生産はこういう問題がある。そしてこれについてはこうすべきではないか。あるいは、流通はこういう問題がある。このところはこうじゃないか。消費についてはさっきからお話に出ていますように、こういう点が魚離れが起きているのであれば、こういうところをこういうふうにしたらいんじゃないか。

ないかという提言といいますか、そういうものが全体に惜しむらくは欠けていると。

全体の考え方として、あるいは危機感の持ち方としてはそんなに変わってないし、基本的な姿勢は大体共通していると思うんですけども、もっとやらないと、5年に1回のせっかくの機会ですから、それをもう少し掘り下げて、そしてもっと分析して、物によっては大胆な提言になるかもしれないけども、それは基本計画の中に盛り込むべきではないのかというふうに私は思います。

小野部会長 今回の伊藤委員の御発言について、他に御意見ございませんか。

では、承っておくということによろしいでしょうか。

他に。

伊藤委員 それから先ほどのあれで、最初の2ページでございますが、第2の水産物の自給率の目標というのがありますけれども、これがさっき幾つかの御議論が出ておりましたように、単なる数字遊びじゃなくて、具体的にどこをどうすべきだということが必要なんだろうと思うんですね。

それともう一つは、5年前に立てたものの反省といいますか、あの当時はこういうことでこういう計画をやったんだけど、5年たった現在こうなっていると。これは本来は10年間の計画ですから、10年後にこういうふうにするんだけど、今のトレンドでいくとどうもこういう点危ない。あるいは現状ではこうだというレビューみたいなものが片方であって、そしてこれの計画の立て方はこういう点が違っていたから、今度はこうしようというものが必要なんじゃないんでしょうか。

これまたせっかく5年に1回やるんですからそういうもので、ただ単に看板を掲げて何%というだけじゃなくて、さっき分析としてはかなり詳しくおやりになったと伺っておりますが、そういう点、もうちょっと具体性を持って、もっと現実味のある目標にしなきゃいけないと思うんですが。

小野部会長 それは次回の水産基本計画原案、それから生産構造及び経営展望で議論を行うことになっていますが、そこではそういう問題が出てくるんでしょうか。余りそういうこととは関係ないんでしょうか。

竹谷漁政部長 伊藤委員からのお話ではありますが、ずっと議論を積み重ねてきた訳ですね。春からずっといろいろデータを提出させていただきまして、検証の時間を半年ぐらいかけて、その都度御議論をいただいたというふうに、私ども認識しております。

その上に立って、どういう政策課題があるのかを秋に御議論いただきまして、その積み

重ねの3段目において、最終局面において全体をまとめる形として、こういう方向性の位置にある訳でございますので、検証のデータについては、これまでの資料を御参照いただければと思う次第でございます。

それからまた閣議決定につきましては、スタイルとして情勢を分析し、自給率目標を設定するという形。それを達成するための政策課題を提示するという3部構成の形になっておりますので、検証部分につきましてはもちろん毎年毎年の白書とか、あるいは私どもの中では施策評価という形でやっていくというふうに機能分担をしておりますので、そういったやり方であるということも、御理解いただきたいなと思っております。

もちろん検証はしていたということは全く同じ気持ちでございますけれども、ここに書き込むという形には、なかなかなじまないのかなと思っている次第です。

小野部会長 最初の2ページはこれぐらいにしまして、次に3ページから第3、水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策。これも今まで何回か議論した点のまとめという面も強いと思うんですが、6項目にわたって3ページから11ページまでありますけども、全体的に御意見を伺うことにしましょうか、3ページから最後のページまで。大体今まで議論したことも多いとは思いますが。

平野委員 3ページの密漁の違反防止対策で、「密漁等に対する罰則の引き上げ、行政処分の厳格化等」と書いてありますけれども、密漁をする魚が流通に回っていく訳ですよ。それなら、密漁に対する罰則の引き上げということは物すごくいいことだと思うんですけど、流通の方に流れていく段階で、流通の方に対しての行政処分とか、そこら辺も盛り込んだ方がいいんじゃないか。

といたしますのが去年の11月ぐらいですかね、魚市場の方に用事がありまして、ちょうど水揚げしている現場を見たんですけども、漁業では獲ってはいけない魚を、堂々と魚市場がオオバンにがらがん山積み状態で揚げているんですよ。

その光景を見た時に、これは流通する過程を規制しない限り、売れる魚なら漁業者さんは獲るんじゃないかなと思って、これは物すごく異様に感じたんですね、漁業者の密漁ばかりよく叫ぶんですけど。

自分も今度、県あたりの会議に出た時に言おうかなと思ったんですけど、漁業の取り締まりをするんだったら、魚市場の取り締まりをした方が早いんじゃないかなというぐらい異様な光景を見たもので、密漁ばかり書いてあるんですが、そこら辺も書き加えた方がいいんじゃないかなと思いました。

もう1つは、自分は長崎の方で養殖をやっている訳ですけど、ここの項目にも輸入防疫対策の強化という項目が書いてあるんですが、養殖業のトラブルって、最近カンパチであり、イサキであり、トラフグでありって、物すごく輸入稚魚というか、中間魚のトラブルはかなりやっているので、防疫対策は本当に強化しないと、消費者に安心・安全は届けられないんじゃないかなと思うので、こちら辺をもう少し綿密にといいますか、ちょっと文章にしていだけないかなと思います。

以上です。

小野部会長 どうぞ。

竹谷漁政部長 まず最初にお断りしておきますと、講ずべき施策ということで書いてある部分につきましては、先ほどの伊藤委員の御質問にも答える形になりますけれども、7月の段階で水産政策審議会企画部会として、中間論点整理をいただいております。そういう柱立てのもとに、基本的にその後の御議論を踏まえ、また私どもの予算なり、法律制度の検討などを踏まえて、具体的裏付けを持った形でのまとめということで御提示させていただいております。

従いまして、大きな柱立てにつきましては7月段階で水産政策審議会企画部会におかれて、かなり方向付けをいただいているという認識のもとにまとめさせていただいておりますし、また個々の言葉は、これは骨子なものですから非常に簡潔な表現になっておりますけれども、それぞれ政策的な裏付けがある形で行っておりまして、予算措置をとる、あるいは法律的な規制措置をとる、具体的なアクションをとるといったことの裏付けがあるものとして、すべて記述させていただいておりますので、単に言葉として言いつ放しであるという形のもので提示させていただいたものではないということ、御留意いただきたいと思っております。

そうした上で、先ほどの平野委員の御指摘の3ページの(2)の「ウ」にございますが、密漁の問題というのは全国的に非常に大きな課題になっておりまして、アワビやナマコの密漁が頻発しており、その他の魚種についてもいろいろ問題がある訳でございます。

そうしたことを踏まえまして、罰則は県の規則違反ですと6カ月、10万円と罰金としても非常に小さく、懲役としても6カ月以下でございましたので、これを法律改正して、上限を引き上げたいと思っております。そうした法律改正を伴ってやっていきたいと思っております。

それから、行政処分につきましてもそれに連動する形で、違法操業等を行った者に対し

では厳しく対処していきたいということの、政策の考え方を示しての表現でございます。

流通規制ですが、ちょっと今御指摘いただいたので、どういう方向であるのか、少しこれは考えてみたいと思いますが、実際にもし密漁がわかれば、本来没収できる魚ではあるんですけども、市場に出た場合にどういう所有関係にあるのかということを押さえていかなきゃいけないし、どういう規制ができるか、あるいはそのところをどういう形で押さえていくことによって密漁の防止に役立てられるか、少し勉強してみたいと思います。

それから輸入防疫につきましては、カンパチの問題を初めとして非常に大きな問題としてクローズアップされてきておりますので、ここも「輸入防疫」と一言しか書いていませんけれども、本体を作成するに当たりまして、もう少し具体的に記述するように努力をしていきたいと考えている次第であります。

小野部会長 この骨子につきまして、文章化したものは次回に水産基本計画原案として提案されると思いますけども。

原田委員 ありがとうございます。ここの議論の場では、今まで積み上げてきたことについて話をしていくべきで、何か新しい話をしづらいように聞こえるんですが、ここは自由に議論していいのではないかなと思います。

例えば、今の3ページの(2)の「ア」の2番目、「漁獲量の個別割当方式に関して、我が国における困難性と期待される効果を踏まえ、その導入について検討」と。先ほどの日経調のお話の中にも個別割当制度のことが触れられておりましたし、今までの議論の中でもこの件については御提案を申し上げて、ここに盛り込まれているというふうに理解しております。

ただ、ここの文章の意味は非常に理解しにくくて、「我が国における困難性」とは何なのか。それから、「期待される効果を踏まえ、その導入について検討する」というのは、導入するのか、しないのかというところが分かり難いと思います。

以上です。

竹谷漁政部長 先ほど申し上げた点は、今までの御議論の経過を踏まえていただきたいということであって、新しい情勢の変化等を踏まえた御意見があるということは当然であります。

ところで、まずこの部分につきましては、まさにここの段階でメリット、デメリットが種々あるであろうと考えております。ですから、困難性と効果という両面を取り出して、そして今のこの時点で私どもとしてすぐにやるとか、やらないとかと。今まではどちらか

というやっておりますでしたからやらなかった訳ですが、しかし、やると決断できるだけの材料が今の時点であるとは思っておりませんので、そのところはしっかり検討していきたいということでございます。

ですから、今まではやらなかった実態は事実としてありますけれども、そのことから一歩進めて、メリット、デメリットを勘案して検討に入りたいという表現でございます。それ以上のものでも以下のものでもないということでございます。

小野部会長 今までの経過を踏まえて、自由に御発言をお願いいたします。

福島委員。

福島委員 私も3ページの(2)の「ア」のTAC・TAEの設定・管理の件につきまして、私は漁業者でサバをTACでちょうどいしている団体の責任者です。

この間の政策審議会の資源分科会で、サバのTACの増枠をいただきました。アジ、サバ、イワシは大衆魚なものですから、獲る者だけでなく、これに携わるたくさんの業者が非常に潤うんですね。

この間、28年ぶりにたもすくいでサバが漁獲されたというニュースが報道されましたけれども、かなりサバの資源が回復しているのではないかというニュース報道でした。

そういうことに対しまして、結果としてTACが前年度は1月から12月までという設定でしたが、今度は7月から6月までという設定方法に変わります。変わってもサバは関係ない訳ですから、現在も漁獲されておる訳です。

さっき言いましたように、大衆魚なものですから、非常に幅広く皆さんに利用されて、それがマグロとか高い品物で、特殊なところで食されるものとはまた違うものですから、潤っているとさっきも申し上げたんですが、その通りです。

そういうことに対して、これは1年前になる訳ですが、当初のTACの設定がどうも甘かったのではないかなと。私、この会が別な会合か忘れましたが、同じことを申し上げました。申し上げたのは、たしか9月ぐらいの話だと思います。

ですから時が経過するに従って、実際問題、サバというものは思っていたより資源が多かったのかなと考えております。先のことはだれもわからない訳ですけども、TACの設定に当たってはもう少しそういうふうな見方をして 見直しをしてTACを増やしてもらったのはありがたいんですが、そういうふうなことで、もう少しいろんなところから調査研究をして発表をしていただきたい、TACを設定していただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

小野部会長 その他御意見ございましたら。

山下委員。

山下委員 3ページと4ページで1点ずつございます。3ページの1の(1)の「ウ」の資源情報の提供というところです。「分かり易い形で情報提供する」というところは、今回踏み込むので書いておられるように思うんですけども、ここでだれに対して情報提供するかということまで認識をしていただきたいといいますが、そういう言い方をするとちょっと偉そうですが、漁業者に対する情報提供なのか、あるいは消費者に「今、サバはよく獲れています」とか、あるいは「イワシは獲れないから食べないようにしてください」とか、そういうふうなまで言うのかということ。

もう1つは外国ですね。またがり資源などがございまして、外国にまで日本で研究した資源の情報を提供するのかどうかということ。するべきだと言っているのではなくて、そこまで視野に入れて検討するべきではないかと思った訳です。

4ページの(5)の「エ」の「持続的な養殖生産」という言葉ですが、これは私が知らないだけかもしれませんが、この言葉をこういうふうにするのかなと、ちらっと思った訳です。

その前に、「養殖と環境・生態系と調和した増殖」というふうに書かれていて、ここは環境調和型の増殖みたいな。そうすると、「養殖は持続的」と言う時に、ここの中に書かれていることというのは、割に経営が持続的だという意味かと思うんですが、一般的に漁業で持続的と言うと、資源なり環境なりに鑑みての持続的というふうにするのが主ではないかと思ったので、ちょっとそれについては確認をお願いしたいと思います。

坂井企画課長 ただいまの養殖のところでございますが、正確な名称はともかく、持続的な養殖生産を推進するための法制度もございまして、この環境関係の視点は養殖生産にもございますので、そういった点も含めて、持続的な養殖生産の推進という表現をさせていただいております。

増殖の方は、増殖自体は生産行為ではありませんので、そういった意味で環境・生態系と調和した増殖といった形で、ある意味では書き分けているところでございます。

小野部会長 持続的というのは、持続的養殖生産確保法とあるものですから、それが念頭にあるんじゃないですか。

竹谷漁政部長 福島委員から御指摘があった点ですが、T A C設定の際にはA B Cとか、そういう前提になります資源量の評価が問題になります。資源の評価はなかなか難しい面

も率直なところでございますが、そういった流れの中で1の(1)の「ア」にありますように、資源評価の精度を上げていきたいという努力は積み重ねていきたいと思っておりますし、それを踏まえた上でTACの制度、またTACをつくるに当たって、もちろんそれをきちんと反映していくということもありますし、それから作った後の運用でまた情勢が変わってくれば、そこをどう見直していくかということも含めて、御指摘のようなことを踏まえて運用していかねばならないなと思っております。

そういった両面も含めて、ここはそれぞればらばらになっていますけども、記述させていただいているつもりです。

それから「ウ」の情報提供は、漁業者にももちろん提供ですけども、消費者にも提供することも含めて考えていく課題ではないかと思っておりますが、ここは対象者が確かに明確ではありません。

それから、ABCの評価量みたいなものはホームページでは昔から国内的にも、あるいは外国にもオープンにしているんですね。ですから、それをもう少し現場の漁業者の方々に分かり易くとか、あるいは消費者の方に分かり易くという意味合いを込めまして、「ウ」のところはそういう取り組みを進めてはどうかという趣旨でございます。

小野部会長 他に。5ページ以降もいろいろ書いてありますが。

長谷川委員。

長谷川委員 6ページですけども、最後の「エ」の最初のところで「適正養殖規範」ですとか、それから「漁場環境に優しく云々で、認証する」とありまして、これとこれとは若干意味合いが違うのかなと思うんです。

それと、8ページの(5)の「イ」でエコラベルのお話が出てまいります。今もMSCのお魚はスーパーに出回り始めたと、昨日でしたか報道もありましたけれども、これは多分、日本の状況に合わせたエコラベルの検討を始められるのかなという気もするんです。

非常に結構なことだとは思いますが、消費者がスーパーですとかお魚屋さんで買う時に、いろんなマークがあるとまたわからなくなるという部分もございます。それからJASでも、既に生産情報公開JASですとか、それから流通のJASもできますよね。そうしますと、その整理を一定していただかないと、いいようで悪いのかなという気もいたしますので、書きぶりの整理と、それから先ほど漁政部長の方で法的裏付け、あるいは予算措置もあるんだというお話もございましたけれども、見通しも含めて、もう少し整理をして教えていただけるとありがたいと思います。

小野部会長 じゃあ、お願いできますか。

竹谷漁政部長 これは大日本水産会を中心に検討を始めていると。また、そういったものとリンクしての位置付けということで書かせていただいています。

ただ、いろんな種類の表示が積み重なってくるということにつきましては御指摘の通りだと思いますので、本当はいろいろな表示の問題をどう調整していくのか、あるいは分かり易い消費者への情報提供を考えていかなきゃならないと思います。ちょっとその点はどいうふうに整理したらいいか、考えさせていただければと思います。

小野部会長 増田委員。

増田委員 7ページにいっちゃってよろしいでしょうか。

小野部会長 どうぞ。

増田委員 7ページの(6)の3のところと、次の(5)の「ウ」の食育の推進は、テーマが行ったり来たりしているようなので気になる場所なんです。3のところでは3行目に、「国民の健全な食生活を実現するため」って、これちょっと言葉じりを捉えるようで恐縮ですけど、現行の食生活が極めて不健全であると言っているような感じがするので、ここで不健全なのかどうかということを決めつけるようなことではなからうと。

それから、「栄養特性等に関する情報提供の充実」というのは、食育の推進のところには述べられるべきことで、加工・流通・消費施策の展開のところでは、食育に係るようなことよりも、「消費者と生産者との「顔の見える関係づくり」」云々のところからが適切ではないかと思います。

逆に食育のところはちょっと不十分だなという気もしますので、情報提供なんかを水産の場からどう伝えていく役割があるかということ、そこへ述べていただきたいというのがお願いでございます。

それからついでだから言いますけれど、6ページの一番上の(5)の最後のところに、「女性の参画や高齢者の活動を促進」とぼんと書いていただいております。女性の立場としてはとても好ましいと思うんですけど、女性が積極的に水産という場で活躍できるような姿が見えるように、本文では書かれるんだろうと期待しておりますが、それは間違いないでございましょうね。

以上です。

小野部会長 大きな3と4のところ、3の部分は幾つかの部分、食育の方に入れたらいいんじゃないかということ、女性の役割ということ、

坂井企画課長 ちょっと骨子で分かり難いところがあって大変申し訳なかったんですが、3、水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開と書いてある下は、この部分だけ加工・流通・消費施策が多岐にわたるものですから、まとめの文章を入れたものでございまして、3のタイトルの5行は食育も含めて、全体をカバーする解説的な位置付けでございます。

従いまして、他のところがそういう構成になっていないので分かり難かったと思うんですけども、(1)の産地の販売力強化から、(5)の消費者との信頼のネットワーク～食育の推進まで、(1)から(5)に書いてあることを要約したものが3の下の5行で、ここだけ柱書きをつけ加えました。本文では全体に他のところにもこういった文章を入れるんですが、加工・流通・消費はちょっと多岐にわたっているものですから、ここだけ分かり易くするために入れたつもりだったんですが、かえって誤解を招いたようで失礼いたしました。

それから、「国民の健全な食生活の実現」の表現は、水産基本法でこういった表現をとらせていただいております、そこは是非こういった形で目標として示させていただきたいということでございます。

その他の指摘につきましては、本文でできる限り工夫をしたいと思います。

小野部会長 どうぞ、山下委員。

山下委員 10ページでもいいですか。

小野部会長 はい、どうぞ。

山下委員 多面的機能は9ページから書かれていますけれども、多面的機能を見直しのところでどのぐらい書き込むのかということが質問です。

というのは、基本計画では「多面的機能の実態把握をして云々」と書いてあるんです。今回は実態は把握しないで 実態はわかったから、今度は推進するとか、着実に推進するとか、そういうふうなスタンスでお書きになるのかということ、一応確認をしたいと思っています。

なぜかといいますと、別の水産業関係の統計をとるようなセクションがあって、そこでは多面的機能としての実態把握の統計といいますかアンケートが行われていたのですが、次回はそれが削られるような雰囲気があるんですね。

そうすると、実態把握というのは基本計画には書き込まれてはいたけれども、ここでないということは、実態把握は終わったという整理でいいのかということを確認したいと思う訳

です。

小野部会長 お願いします。

坂井企画課長 水産業・漁村の多面的機能につきましては、政策的なツールとしましてここに書いてありますように、離島漁業の再生交付金が、多面的機能の離島漁業の多面的機能を資するというので、平成 17 年から始まっております。

また新たな試みとして、ここに書いてございますような藻場・干潟の維持管理等、こういった活動をどういうふうに進められるかといったテーマも新たに出てきておりますので、こういった点を中心に書いていくことを検討しているところでございます。

他方、基本計画に書いていないことはやらないということではございませんので、その重点的に行っていくことを表現するという形で整理をしていきたいと考えております。

そういった意味では、さらなる啓蒙普及といった点も含めて記述をしてはどうかというふうに考えている次第でございます。

小野部会長 山下委員、よろしいですか。

長谷川委員。

長谷川委員 7 ページですけれども、加工・流通・消費までのことがたくさん書かれておりまして、これはこれでよかったなと思っておりますが、骨子ということもあるんだと思いますが、読んでいって余り実現可能性が見えてこないというか、1 つ 1 つの施策については十分だと思うんですが、じゃあ一本化した時に果たして、前にお話がありましたように、加工・流通のところでいかに消費を底上げしていくかというところが見えてくる感じがあんまりしないんですね。

例えばサプライチェーンマネジメントといいますか、川上から川下までちゃんと一本化してやるんだというような表現をどこかで使っていただけると、もう少しできそうだなというふうに思えるかなというのが感じましたところです。そこをお願いしたいと思います。

以上です。

小野部会長 要望として。

竹谷漁政部長 そこはまた、今、御指摘の点はよく踏まえて。

長谷川委員 多分、食品流通構造改善事業とかがあると思うので、連関があると思うんですね。その辺がちょっと見えてこないのです。

小野部会長 かなり後ろの方に来ましたが、あとございますか。

まだ時間はもう少しはありますが。

漁港・漁場・漁村の総合的整備のあたりについては、あるいは水産協団体、水産関係団体の再編整備というところもございませぬけども、特に御意見ございませぬか。

水産基本計画骨子についての御議論は、これぐらいでよろしいですかね。

それでは、水産物の自給率目標についてと水産基本計画骨子の両方について、特に最後に何か御意見、御発言ございませぬか。

原田委員。

原田委員 海洋基本計画はまた検討されておりますけれども、まだあちらの方もでき上がってはいないんですが、水産基本計画とあちらの海洋基本法との関連性はどんなふうにお考えなのか。ここに何かそういうものを盛り込むべきとか、そういうことではないと思うんですが、もしお考えがありましたらお聞かせいただきたいなと。

小野部会長 海洋基本法ですか。何かございませぬか。

坂井企画課長 御案内のように海洋基本法につきましては、私どもが承っておりますのは、与党で現在検討が進められているということで、場合によっては今通常国会に提出され、審議が行われる可能性がかなり高いというふうに乗っております。

そういった意味で、中身がどうなるかという点についてはこれからでございます。私の得ている情報では、海洋基本法の中にも基本計画をつくるといったような法制になる可能性もあるようでございませぬが、いずれにしてもこちらの水産基本計画は3月に閣議決定ということで、その段階では恐らくまだ審議が終わって成立してということは、法律自体もないでしょうし、まして基本計画もできてないと思いますので、そういった意味では海洋基本法を念頭に置くということは、時間的なスケジュールからしても困難だと思います。

他方、環境・生態系の保全とか、資源の持続的利用といった観点は、今得ている情報では海洋基本法の方でもそのような視点が盛り込まれていると。これはもちろん水産に限った話ではございませぬが、水産も含め、あるいは鉱物資源も含めて、海洋の幅広い利用ということで、そういった視点が盛り込まれた議論がされているようでございませぬので、その点はまさに私どもも、ここで議論していただいていることと方向性が一致しているものと考えております。

小野部会長 他に、もしも最後に御意見、御発言がございましたら。

なければ、今日は活発な御議論ありがとうございました。これで今日は終わりたいと思います。

事務局には本日の議論を踏まえて、今日は水産基本計画の骨子でしたから、案文の作成をお願いしたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

坂井企画課長 本日はどうもありがとうございました。本日御議論をいただきました骨子(案)につきましては、本日より来週2月16日までの9日間、パブリックコメントの期間として、広く意見を募集することとしております。

このような閣議決定に至る過程として、現在パブリックコメントといったプロセスを経ることにしておりますので、このパブリックコメントの結果も踏まえ、また本日の議論を踏まえまして、次回の企画部会で基本計画の原案をお示しさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

小野部会長 次回の企画部会ですけれども、水産基本計画の原案ですね。今日は骨子でしたからその文章化したものの原案です。

それから生産構造及び経営展望は、自給率目標と関係してくると思いますが、もう少し立ち入った内容になると思います。これについて次回に議論を行いたいと思います。

なお、日時は2月20日火曜日の午後1時半を予定しております。場所もこの会議室だそうです。

それでは本日は閉会といたします。どうも長時間活発な御議論、ありがとうございました。

閉 会